

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2020年9月8日時点	
～2020年9月7日	2020年9月8日～

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>別記 1 I P 通信網サービスの提供区間 当社の I P 通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。 (1)～(4) (略) (5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（I P 通信網とUniversal One サービス契約約款（第2編及び第3編）に規定する I P 伝送網、モバイルアクセスサービス契約約款に規定するモバイルアクセス網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間 (6)～(23) (略)</p>	<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>別記 1 I P 通信網サービスの提供区間 当社の I P 通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。 (1)～(4) (略) (5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（I P 通信網とUniversal One サービス契約約款（第1編）に規定するUniversal One網、Universal One サービス契約約款（第2編及び第3編）に規定する I P 伝送網、モバイルアクセスサービス契約約款に規定するモバイルアクセス網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間 (6)～(23) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和2年9月3日D P S 第00685784号） この改正規定は、令和2年9月8日から実施します。</p>
--	--